

姫路市立図書館飾磨分館ホール、網干分館ホール、広畑分館ホール及びネスパル
安富ホール舞台操作等業務仕様書

姫路市立図書館飾磨分館ホール、網干分館ホール、広畑分館ホール及びネスパル安富ホール（以下「ホール」という。）の舞台操作及び諸設備の保守点検業務（以下「業務」という。）の実施にあたっては、次に定める事項に従い遂行するものとする。

1 実施対象施設

- (1) 飾磨分館ホール
- (2) 網干分館ホール
- (3) 広畑分館ホール
- (4) ネスパル安富ホール

2 業務の内容

- (1) マイクのセッティング及び調整
- (2) ホール照明設備の操作
- (3) ホール音響設備の操作
- (4) ホール映写設備の操作
- (5) 緞帳の上下操作及び諸幕の操作
- (6) ピアノ、演台等舞台備品のセッティングの指示及び作業補助
- (7) 附属設備等使用明細書の作成（使用者との打ち合わせを含む。）
- (8) その他、催物の進行に支障のないよう万全の準備を行うとともに、各種附属設備等の使用監視、使用中の安全確保、使用後の点検及びその格納整理等
- (9) ネスパル安富ホールにおいて、観覧席のセッティング及び撤収並びに音響反射板のセッティング及び撤収

3 人員及び従事時間

ホール催物の実施に際し、ホールの管理及び舞台操作等の業務を行うために必要な技術員を配置するものとする。

4 業務処理についての必要事項

- (1) 舞台操作に当たっては、その使用を円滑ならしめるため、あらかじめ使用者と十分に打ち合わせを行い、必要により助言を与え、舞台設備等の使用計画を的確に把握し、進行に遺漏のないようにすること。
- (2) ホールの使用者が、催物の内容により特別の舞台操作、設備等を行う必要があるとき、及び業務を担当する技術員の増員を必要とする場合は、使用者と別途舞台操作、設備実施及び技術員派遣に関する契約を締結することができることとし、この契約に係る経費は、使用者が負担するものとする。
- (3) 使用者の要請により製作する表示物等の制作費は、使用者が負担するものとする。

- (4) 舞台設備等の使用に当たっては、汚破損しないよう万全の注意を払うとともに、もし誤って汚破損した場合は、文書をもって城内図書館に報告し、その指示に従い弁償その他必要な措置をとること。

5 その他

- (1) 技術員は、必要な知識を持ち、技術の経験が豊富な者であること。
- (2) 2名以上の技術員を配置する場合は、現場責任者を定め、技術員の監督、指揮及び連絡調整に当たること。